

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		電線共同溝の整備等に関する特別措置法
条 項		第 1 5 条第 1 項
所 管 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話：048-829-1486)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ設定することが困難である。
備 考		